Orchestra HAL 規約

第1章 総則

第1条(名称)

本団は Orchestra HAL と称する。

第2条(目的)

継続的な音楽活動を通じて団員相互の親睦を深めると共に団員の音楽活動の充実に寄与することを目的とする。

第3条(活動期)

本団は、9月からの1年間を「年度」と呼称し、年度単位での活動を行う。

第4条 (パート)

本団は、以下のパートを置く。(括弧内は略称)

バイオリン(Vn)、ヴィオラ(Va)、チェロ(Vc)、コントラバス(Cb)、フルート (FI)、オーボエ(Ob)、クラリネット(CI)、ファゴット(Fg)、ホルン(Hr)、トランペット(Tp)、トロンボーン・チューバ(Tb&Tuba)、パーカッション(Perc)

第2章 団員

第5条(資格)

本団の趣旨に賛同し、所定の入団手続により入団の了承を受けた者のみが本 団団員の資格を持つものとする。

第6条(責務)

団員は本団の発展のため自らの演奏技術の向上をはかり、本団の活動に積極的に参加する。また、定例団費および演奏会負担金等その他の費用を負担するものとする。

第7条(入団)

入団希望者は所属パートリーダーおよび団長の承認を得たのち、所定の入団

届を総務に提出・受理されることにより団員となることができる。なお、団 員募集については、原則として欠員が出ているパートのみ行われる。また、 新規入団者は、入団した月から定例団費の支払義務が発生する。ただし、当 該月の練習が終了した時点での入団の場合は、次月分からの支払となる。

第8条(休団)

団員は、止むを得ない理由により演奏会に参加することができない場合、所属パートリーダーおよび団長の承認を得たのち、所定の休団届を総務に提出・受理されることにより、以下の条件のもと休団することができる。ただし、パートリーダーが休団する場合は、代わりのパートリーダーを任命し、その代理のパートリーダーが上記手続きを行う。

その1:休団期間は、原則として「演奏会」単位とする。

その2:休団中の定例団費は半額負担とし、休団届提出と同時に休団期間 分額を前納することとする。ただし、申請した休団期間中に復団 または退団することになった場合は、差額の払い戻しを受けるこ とができる。

その3:演奏会負担金の支払義務はない。

その4:休団者が出たためにエキストラを招聘する必要が生じた場合であっても、休団者はその費用を負担する義務はない。

その5:休団者が発生したことにより当期のパート構成員が定員を割り、 団の活動に支障が出ることが予測されるパートにおいては、パート構成員の協議により新入団員の募集をかけることができる。その場合、もし新たに入団希望があれば、原則として入団希望者を優先し、休団者は退団となる。

その6:休団者は定期団員総会および臨時団員総会における議決権を持つ。 第9条(復団)

休団していた団員は、申請していた休団期間の満了をもって復団となる。 ただし、申請していた休団期間の途中で、復団を希望する場合は、所属パ ートリーダーと団長の承認を得なければならない。なお、定例団費は、復 団した月から全額負担となる。

第 10 条 (退団)

団員は病気・事故その他やむをえない事由により団の活動に参加できなくなった場合、所属パートリーダーおよび団長の承認を得たのち、所定の退団届を総務に提出・受理されることにより退団することができる。ただし、パートリーダーが退団する場合は、代わりのパートリーダーを任命し、その代理のパートリーダーが上記手続きを行う。なお、定例団費は退団月まで支払うこととし、未払いの定例団費・演奏会負担金などがある場合は、退団日までに支払わなければならない。

第 11 条 (除名)

団員において、本団に対する不正行為・背信行為があったとき又は本団の 名誉を著しく損なう行為があったときは、運営委員会の決議により当該団 員を退団勧告もしくは除名することができる。

第3章 定例団費・演奏会負担金

第 12 条 (義務)

団員は、会計が定めた額の定例団費ならびに演奏会負担金を所定の期日までに納めることとする。

第 13 条 (定例団費)

定例団費は、月額社会人¥3,500、学生¥2,500 とする。ただし、学生とは専門学校生・大学生・大学院生とする。また、定例団費の支払い期限は、当月25日とする。

第14条(演奏会負担金)

演奏会の実施に際し、定例団費とは別に演奏会負担金の徴収を行うことができる。尚、演奏会負担金の支払い期限および金額は演奏会ごとに運営委員会の承認をもって定めることとする。

第4章 音楽監督

第15条(音楽監督)

本団は必要に応じて音楽監督を置くことができる。なお、音楽監督は指揮者を兼務する。

第16条 (音楽監督の選任)

音楽監督は総会の決議をもって選任される。

第17条 (音楽監督の任期)

音楽監督の任期は1年度とし、再任を妨げないこととする。

第18条 (音楽監督の権限)

音楽監督は以下の権限を有する。

その1:各パートのトップ奏者の承認権限

各パートのトップ奏者の選出にあたっては、事前に音楽監督と協 議をおこない、音楽監督の承認をもって決定される。

また、コンサートマスターは各セクションリーダー及び各パート リーダーの推薦及び音楽監督の承認に依る選任とする。

コンサートマスターの任期は演奏会毎であり、人員は必要若干名 とする。

その2:選曲の承認権限

演奏会曲目の選曲にあたり、事前に音楽監督と協議をおこない、 音楽監督の承認をもって決定される。

第19条(音楽監督の報酬)

音楽監督として、個別報酬はないものとする。

第20条 (音楽監督の解任)

音楽監督は、任期途中であっても、総会において総会出席者の3分の2以上の 承認をもって解任することができる。

第5章 指揮者・トレーナー

第21条(指揮者・トレーナーの選任)

指揮者およびトレーナーは総会の決議をもって選任される。ただし、指揮者の選任については音楽監督が在籍していない場合に限る。尚、指揮者およびトレーナーの任期は、1年度とする。

第6章 運営スタッフ

第22条(役職)

本団は以下の運営スタッフを置く。() 内は定員。なお、原則として運営スタッフは在団中の団員により構成される。

- ・団長(1):本団の最高責任者であるとともに、団の運営を統括する。
- ・副団長(1):団長を補佐し、何らかの事情で団長がその職務の遂行が困難となった場合は、これを代行する。
- ・運営委員長(1):運営業務全般の統括を務める。
- ・インスペクター (1~2): 各セクションリーダーと連携して練習計画の立案 を行うとともに、指揮者および各トレーナーとのスケジュール交渉などを 行う。
- ・セクションリーダー(弦 1・木管 1・金管打楽器 1): 弦・木管・金打楽器 の各セクションから選出された代表者で、インスペクターとともに、練習 スケジュール作成を行う。また当該トレーナーと分奏練習の内容について 事前に協議を行い、トレーナー不在の分奏練習においてはその中心者およ び進行役を務める。
- ・団内指揮(2~3):正指揮者及びトレーナー不在時の合奏・分奏時における指導を務める。
- ・総務(1~2):練習場所の確保、団内事務を行う。
- ・会計 (一般会計 1~2・演奏会会計 1):予算立案と会計報告を行う。また定 例団費、演奏会負担金などの収納や団保有金の管理、各方面の支払いなど

の金銭管理を行う。

- ・演奏会実行委員(1~2):ホールの確保、及び演奏会運営に関わる実務を担 う。
- ・広報 (1~2): ホームページ更新、演奏会のチケット・チラシの制作など広報活動に関わる業務を担う。
- ・選曲(1):演奏会のプログラム決定や楽譜の調達、管理を行う。
- ・書記(1~2): 運営委員会の会議や定期団員総会等において議事録を作成する。
- ・合宿(2~3):合宿の企画および遂行、その他合宿に関わる業務を担う。
- ・総務補助(制限なし):総務スタッフが作成する練習場所の抽選予定に沿って抽選に参加する。
- ・広報補助(2~3): 広報スタッフの PR 活動の補佐を務める。(演奏会チラシの挟み込み等)
- ・選曲補助(5):選曲スタッフの補佐を務める。尚、高弦、低弦、木管、金管、打楽器各セクションからの選曲係の選任とする。

第 23 条 (選任)

運営スタッフは総会にて選出されるが、立候補・推薦はこの限りではない。 第24条(任期)

運営スタッフの任期は、選任される定期団員総会日から次回の定期団員総会 日までを原則とし、再任を妨げないこととする。

第 25 条 (辞任)

各運営スタッフがその任期途中において止むを得ない事由により職務の継続が困難となり辞任が認められた場合、団長もしくは副団長が臨時の後継者を指名できることとする。なおこの場合の後継者の任期は、原則として前任者の任期とする。

第7章 総会

第26条 (総会)

本団の最高議決機関は総会とし、定期団員総会と臨時団員総会を設ける。

第27条 (総会の成立および議決)

総会は団員をもって構成され、全団員(休団者を含む)の過半数の出席によって成立する。ただし、やむを得ず出席できず、委任状を提出した団員については、出席者数に加えるものとする。尚、総会における議決は出席者の過半数以上の賛成をもって決するものとする。

第28条(議長)

総会の議長は団長が務める。

第29条 (定期団員総会)

夏季演奏会終了後2ヶ月以内に定期団員総会を開催することとし、次の事項 を討議する。

その1:活動期間報告

その2:活動期間予算及び会計報告

その3:運営スタッフの選出と承認

その4:次期以降の活動方針及び、次期活動予算の決定

その5:その他、運営委員会で必要と認めた事項

第30条(臨時団員総会)

臨時団員総会は、運営委員会、または団員が会議の目的たる事項を示して総会の開催を団長に求め、団長がこれを受理した場合は、団長の招集により随時開催することができる。なお、冬季演奏会会計報告もこれに準ずる。

第8章 運営委員会

第31条 (運営委員会)

本団は、運営を円滑に進める機関として運営委員会を設け、本団の運営全般 に関する重要事項を協議する。

第32条 (運営委員会の構成員)

運営委員会は、団長・副団長・運営委員長・インスペクター・セクションリーダー・総務・会計・演奏会実行委員・広報・選曲・書記で構成される。ただし、運営委員長は、その協議内容によって構成員を割愛したり、また必要に応じてその他団員を構成員に加えたりすることができる。

第33条(会議の開催)

運営委員会は必要に応じて運営委員長の招集により随時開催することができる。原則として、構成員は運営委員会への出席を義務とする。

第9章(附則)

第34条 (規約の改廃)

本規約は、総会において総会出席者の3分の2以上の承認をもって追加・改 正または廃止される。

第35条(施行日)

本規約は、平成23年9月24日から施行する。

平成 22 年 4 月 10 日制定 平成 23 年 2 月 26 日改訂 平成 23 年 9 月 24 日改訂